

論文

社会的責任と法の支配に関する一考察

— ISO26000に関連して —

宮 守 代利子*

【目次】

1. はじめに
2. 組織の社会的責任
3. 社会貢献と非営利活動
4. 社会的責任と法の支配
5. むすびにかえて

1. はじめに

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility 略称CSR) が喧伝されるようになったのは1960年代からの公害問題に端を発する。化学工場からの有害廃棄物や二酸化炭素 (CO₂) 排出による環境汚染が工場周辺住民の健康被害をまき起こし、企業の責任が問われることになったからである。また、自動車の欠陥問題から工業製品の安全性が問われるようになり、企業は激しい社会運動と法廷闘争に直面した。その結果、環境汚染対策や消費者保護などについて、企業の経済活動を規制する様々な法律が制定されることになった。

企業経営をめぐる不祥事は、それがたとえ刑事罰に至らない些細な事件であっても、マスコミに公表され消費者の反発をかうと製品の不買運動につながり、企業経営が大きなダメージを受けることがありうる。また、従業員や消費者

に対する配慮を欠くと、マスコミの激しい追及にあい、企業の信用が一気に下落し、経営に支障をきたすことになる。こうした企業を取りまく様々なリスクに対して、コーポレートガバナンス (corporate governance 企業統治) やコンプライアンス (compliance 法令遵守) などの理論が叫ばれるようになった。

80年代の日本では「自社の存在理由を問う」CI (corporate identification) 活動が盛んとなり、企業利益の一部を投じてスポーツの冠大会や演奏会などを開催する「メセナ」と呼ばれる「社会貢献活動」が盛んに行われるようになった。情報技術 (IT) が発展し、企業のグローバル化が進んだ90年代からは、グローバル化の弊害である労働や人権に関する軋轢が生じ、また温室効果ガスによる地球環境の悪化が問題視され、再び「企業の社会的責任 (CSR)」がクローズアップされるようになった。企業は、自社の利益追求をめざすだけでなく、社会的な存在としてステークホルダー (stakeholder) に配慮し、社会的な責任を果さなければいけない、という認識の広まりである。CSRは、企業の健全な経営を律する理論とステークホルダー保護理論の総和であり、種々の法令遵守だけでなく、企業の

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年 (指導教員 田村正勝)

社会に対する道義的判断を含む責任論である。

CSRが世界各国に普及した結果、2010年には国際標準化機構（International Organization for Standardization, 略称ISO）が従来からのCSR論を集約し、営利を目的とする企業に限らず、公的及び非営利のあらゆる種類の組織（公益法人や組合、NPOなど）のための「社会的責任 Social Responsibility」を明確にした。そしてそれを、「社会的責任に関する指針 Guidance on social responsibility」という行動指針として具体化している（以下、「SR規格」という）。

本論文では、企業およびその他の事業体を含む組織一般の「社会的責任」についてISO26000（SR規格）に関連して考察し、さらに、「社会的責任」の能動的な活動としての「社会貢献」を取り上げ、社会貢献と非営利活動（Nonprofit Organization略称NPO）について検討する。さらに、SR規格の底流に横たわる「法の支配」について検討する。「法の支配」は英米憲法を貫く一大原理であり、同時に、民主主義を基本とした社会形成の政治統治原理でもある。SR規格における「法の支配」は単純に「法令遵守」と同義ではない。以下に、社会的責任、NPO、法の支配について検討する。

2. 組織の社会的責任

(1) CSRからSR一般へ

従来、「社会的責任」が問われたのは「企業corporation」に対してだけであった。しかしSR規格は、企業だけでなくすべての「組織organization」を対象としている。それは、以下に述べるような経済の変化を背景として経済主体が多様化し、それらも社会的責任の担い手と考えられるようになったからである。

今日の経済活動は、自由な市場や国家主導に任せるだけでなく、市民による互助活動が活発に行われている。健康によい物品やサービスを共同生産し相互に提供しあう市民の互助組織、「消費者生活協同組合」や「共済組合」の活動がそれである。ヨーロッパでは「社会的経済social economy」といわれ、経済民主主義の実践と結びついてきた。アメリカではNPOの多くが事業展開をとまなう活動体制をとっており、病院や学校などの公共施設の運営の大半はNPO法人が手がけている。もともとアメリカはコミュニティを単位とする多様な結社⁽¹⁾（アソシエーションassociation）を基盤として社会形成がなされ、市場とNPO（結社）を中心に発展してきた国である。

NPOは民主的な自己統治によって国家の補完的役割を担ってきた。「社会的経済」もNPOもどちらも民間の非営利な事業体⁽²⁾であり、組織内統治において民主主義の原理を採用している点で、私企業や公共団体とは一線を画する。社会的経済、NPOなどを総称して「社会経済セクター」、「NPOセクター⁽³⁾」、「共的セクター」、「市民セクター」などと呼び、市場セクター、国家セクターと並んで経済社会の三類型を構成するものとされている。CSRからSRへの変化は、「市民セクター」の拡大にもとづく経済社会の変容を投影している。

日本では、環境や食の安全性の問題から1965年に生活クラブが結成され、1968年には運動を支える「生活協同組合」が設立された。現在では26の生活クラブ単協を会員として、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会（生活クラブ連合会）が形成され、組合員の総数は26万8,400人、毎月の出資金の総額は254億円、年間供給

高は753億円に達している⁽⁴⁾。NPO法人の数は2000年のNPO法（特定非営利活動促進法）の施行以来、右肩上がりが増加し、2010年1月31日現在では39,214のNPO法人が認証されている（内閣府の調査による）。この数は全国のコンビニエンスストアの数が約4万件とされている⁽⁵⁾ので、その数に匹敵する。NPO法人はなんらかの形で事業を併設しているから、経済活動の規模も拡大していると推測できる。

(2) ISO26000（SR規格）

ISO26000（SR規格）は、以下に述べるマルチステークホルダーアプローチによって作成された。まず、ISOの83の各国標準化機関及び42の地域機関が、6つのステークホルダー（消費者、政府、産業界、労働、非政府組織＝NGO、専門家集団＝Service Support Research Organization）からエキスパートを選出した。次に、かれらが策定プロセスに参加してSR規格を作ることで各ステークホルダー間の利害調整がなされて、SR規格が2010年に発行されたのである⁽⁶⁾。

SR規格は、「世界中の組織及びそのステークホルダーは、社会的に責任ある行動の必要性及び社会的に責任ある行動による利益をますます強く認識するようになっている」（序文）として、「社会的責任の目的は、（世界中の組織が）（社会の）持続可能な発展に貢献することである」〔序文〕としている。

そして「社会的責任」を、「組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対する組織の責任」〔2.18〕と定義し、社会的責任は、「社会及び環境に対する配慮を自らの意思決定に組み込み、自らの決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して説明責任を負うという組織

の意欲である。これは持続可能な発展に寄与し、関連法令を順守し、国際行動規範との整合性がとれた透明かつ倫理的な行動を意味する。また、社会的責任がその組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践され、ステークホルダーの利害に配慮していることを意味する」〔3.3.1〕としている。

次に、社会的責任の7つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）が挙げられ、7つの中核主題（組織統治、人間、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展）が続き、各課題についての行動及び期待を列挙している。さらに、社会的責任を組織内で実践するための具体的な手引きが載せられている。

SR規格作成のオーガナイザーであるISOはスイスに本部をおくNPO法人であり、国際的に活動するNGOである。国際労働機関（ILO）、国連グローバルコンパクト（UNGC）⁽⁷⁾、経済協力開発機構（OECD）とも覚書（Memorandum of Understanding）を結んでいる。SR規格は、国家間の合意による条約や協定とは異なり、強制力をもたない⁽⁸⁾。また、SR26000は、マネジメントシステム規格ではないため、「認証」を伴わない自主的な手引である〔序文〕。SR規格を実施するか否かは各組織の任意に委ねられている。

けれども、SR規格は「社会的責任」に関する世界標準の行動指針である。したがって、SR規格を自発的に実施する組織は、内部においては組織を律し、外部に対しては、ステークホルダーの期待に応える組織となって、世評

(レピュテーション)を高めるといえよう。

(3) ステークホルダー論

SR規格は、ステークホルダーを「組織の何らかの決定または活動に利害関係をもつ個人またはグループ」[2.20]と定義し、「ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメントは、社会的責任の基本である」[3.3.3]としている。ステークホルダーエンゲージメントとは、「組織の決定に関する基本情報を提供する目的で、組織と一人以上のステークホルダーとの間に対話の機会を作り出すために試みられる活動」[2.21]をいう。

一般に、ステークホルダーは「利害関係者」と訳される。組織の責任問題が問われる場面では、利害関係者を特定し、そのうえで責任の範囲を定めることが問題解決の前提となる。組織とステークホルダーが対立したままでは問題解決の糸口は見つからず、対話を通して良好な関係を築くことがSRの基本となる。

「社会的責任」でいうところのステークホルダーは、組織活動における各方面の関係者をさす。具体的には、①資金調達関係における投資家や金融機関、②法律の規制や納税に関係する行政機関、③組織活動に従事する労働者、④取引先組織とその従業員、⑤製品の購買者(=消費者)、⑥組織の存在する地域の人々やNPOなどの市民団体、などが挙げられる⁽⁹⁾。

ところで、一つの組織が存続するには他のあらゆる存在(ステークホルダー)と関係し、それらに支えられる必要がある。一つの組織の存在はそれ以外の組織の存在なしにはありえず、「実在の原理」から離れることはできない。

「実在の原理」とは、現実の事象のあり方、社会の実際のあり方を示す原理であり、あり

とあらゆる現象が、相互に“重々無尽”(華嚴經)に関連しているところの「即非律」もしくは難波田春夫の「相互律」である⁽¹⁰⁾。つまり、実在のA社が存続するためには、A社は、「A社以外のあらゆる存在と関係し支えられている。Aの存在は非Aなしにはありえない」[田村 2006: 358]。

したがって、すべての組織は「公共性」を担っている。SR規格において、「透明性」の確保や「説明責任」が原則として掲げられているが、これらは「実在の原理」から導かれる帰結であって、一つの組織が各ステークホルダーに果す当然の義務といえる。

(4) CSRから受け継ぐ理論

SR規格は、CSRを構成する諸理論を受け継いでいる。コンプライアンス(compliance法令遵守)やコーポレートガバナンス(corporate governance企業統治)などの考え方である。

コンプライアンスは、SR規格において、「法令順守はあらゆる組織の基本的な義務であり、組織の社会的責任の基礎的な部分である」[1]ことが記されている。コンプライアンスは、不当廉売などの独占禁止法違反や株式のインサイダー取引の防止などに関連して普及した概念である。

企業をとりまく法律は、民法や商法だけでなく、労働者の就業や安全に対する「労働基準法」や「労働安全衛生法」などがある。また「独占禁止法」や「不正競争防止法」などの自由な経済活動を規制する経済法、消費者保護を目的とした「特定商取引に関する法律」や「消費者契約法」などがある。さらに環境関連では、「大気汚染防止法」、「自然環境保全法」など、多くの法律が定められている。加えて、安全な製品

の提供に関しては、「製造物責任法」に則る安全配慮や製品に対する消費者の苦情処理サービスなどがあげられる。

コーポレートガバナンスは、主として会社の経営陣に対して内部の統制を律する理論である。粉飾決算や不祥事などを未然に防止するため監査役の権限が強化され、また上場会社では株主保護の観点から証券取引所に「コーポレートガバナンス報告書」の提出が義務付けられている。

会社の経営陣に対する責任追及の手段としては、「株主代表訴訟」がある。「株主代表訴訟」は株主が会社に代わって原告となり、不当な経営によって会社が蒙った損害に対して取締役や監査役など会社の経営陣の責任を追及するもので、その賠償金は株主に帰するのではなく、会社に帰属する。

ガバナンスについてSR規格は、「組織統治は、組織が自らの決定及び活動の与える影響に責任をもち、社会的責任をその組織全体及び自らの関係に統合することを可能にする最も決定的な要素である」[6.2.1.2]としている。

そして、SR規格は社会的責任の7つの中核主題の筆頭として「組織統治」を挙げている。「人権」や「環境」に配慮し、「労働慣行」と「公正な事業慣行」を尊び、「消費者課題」に適切に対応し、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」に寄与することができれば、SRに対応する完璧な「組織統治」ができるということである。

(5) 3つの責任とその優先順位

SR規格は、組織の「社会的責任」を「法令遵守」、「道義的責任」、「社会貢献」の3つに大別している。第一の「法令遵守」は、社会的責

任の基本をなすもので、組織が守らなければならない義務である。第二の「道義的責任」は、それより広く、義務ではないが、組織が社会の期待に応える責任である。さらに第三の「社会貢献」は、任意であるが、組織が社会に対して積極的に働きかける責任である。

近代社会は自由経済を基本とし、国家は自由経済社会を支える法律を制定し、それを国民に遵守させる法治国家として成立し発展してきた⁽¹¹⁾。初期に、企業に求められたものは、工場火災の防止や労働環境の安全整備、民法や商法に則った取引ルールなど、法律に定められた事項の遵守だけだった。その後、環境対策、消費者保護、企業間の過当競争防止などの観点から多数の法律が制定され、また経済政策を通じて国家の市場への干渉が強化された。法律に違反する行為をしないこと＝法令遵守の責任を負うことが、第一優先で組織に求められる社会的責任である。SR規格には、既述のように、コンプライアンスが社会的責任の基礎となる義務であることが明記されている。

次に優先すべきものとして、道義的に遵守すべき責任（＝倫理的な責任）がある。なぜ、これが重要かといえば、「合法性と正当性の混同」の問題が絡むからである。水俣病の例では、企業は有機水銀と発病との因果関係を認識した後も、「合法ゆえに正当⁽¹²⁾」として改善策を講じず、被害の拡大を招いた。それゆえ、企業は合法性だけでなく正当性をも考慮しなければならない。同様のことは、食品加工工程で使用される保存剤や着色剤などの添加物についてもいえる。企業は、法律に定められた基準値を満たしていても、これをできるだけ低く抑え、予見困難な健康被害をも想定しなければならない。ま

た企業は、ステークホルダーを広く捉えて、株主や購買者だけでなく一般消費者に向けて企業の積極的な情報公開を行うべきである。

SR規格では、「社会的責任は、法令順守を超えた行動及び法的拘束力のない他者に対する義務の認識も必要とする。これらの義務は、広く共有される倫理、その他の価値観から発生する」[3.3.2]とされている。組織が直接の利害関係をもつステークホルダーを超えて、広く一般人に対して、法令遵守を超える道義的な責任を果すことを、SR規格は期待しているのである。したがって、組織がSR規格を忠実に実施すれば、道義的責任を果すことにつながる。

最後に、組織の「社会貢献」が挙げられる。「社会貢献」とは、組織の能動的で直接的な「社会への働きかけ」である。

「社会的責任」の萌芽は、企業の福祉施設への寄付行為などに遡り、それらが「社会貢献」と呼ばれていた。その後、フィランソロピーといわれる企業の慈善活動やメセナと呼ばれる大掛かりなイベントの開催などが社会貢献活動の主流となった。しかし現在の「社会貢献」の考え方では、企業が直接あるいはNPOと協働して行う様々なボランティアな活動をさす。企業はNPO活動への支援をはじめ、直接あるいはNPOと協働して、森林育成や植樹、水資源地確保、ビーチクリーンなどの環境保護活動、あるいは「地域おこし」や地域の福祉活動など、様々な活動に取り組んでいる。これらの活動の詳細については、企業が発行する「CSR報告書」に述べられている。

また、企業以外の法人であれば、具体的な活動は「法人案内」に詳しく述べられている。ただしNPO法人の場合、事業が元来、「社会貢献

活動」に付随するものであるため、ここにいる「社会貢献」の活動は限定され、寄付行為などに限られる。しかし、学校や病院などの公益法人では、企業と同様の「社会貢献」が可能である。

3. 社会貢献と非営利活動

(1) SR規格における社会貢献

SR規格における社会貢献は、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」[6.8]の項に詳細に記されている。それは「コミュニティへの参画」を促し、「コミュニティの発展」に寄与することを勧めたものになっている。

すなわち、「組織が自らの活動場所であるコミュニティ」へ参画することは、「市民社会の強化を後押しする」。コミュニティへの参画は、「ステークホルダーエンゲージメントを行うだけでなく、コミュニティの支援及びコミュニティとの関係構築も含まれる」。それはまた、「民主主義的で市民の立場に立った価値観を映し出しながら、こうした価値観を強化する」。「コミュニティの発展（＝住民の生活の質を高めること）に対する組織の貢献は、そのコミュニティの福祉の向上を後押しする」。

コミュニティ発展の課題としては、「経済活動及び技術開発の拡大及び多様化を通じた雇用創出が挙げられる」。具体的には、「地域の経済発展活動を通じた富及び所得の創出、教育プログラム及び能力開発プログラムの拡大、文化及び芸術の普及及び保存、並びにコミュニティ医療サービスの提供及び／又は推進といった社会的投資を通じても貢献することができる」。

ここに述べた「行動の一部の側面は慈善活動と解釈できるが、社会的責任を組織に統合するという目的は、慈善活動だけで達成できるもの

ではない」とされている。

(2) 企業の社会貢献と社会的責任投資

企業の社会貢献は、「自発的に社会の課題に取り組み、直接の対価を求めることなく、資源や専門能力を投入し、その解決に貢献すること」（日本経団連社会貢献推進委員会 2008:16）と定義されている。

自由な経済活動を通して利潤追求を本旨とする企業が「社会貢献」活動をする理由は、グローバル化による競争の激化、地球環境問題に対する関心の高まりなど、企業をとりまく社会の変化への対応が挙げられる。

すなわち企業の経営者は、自社が社会貢献活動を行い、地球環境にも配慮していることを世間に示して、少しでも企業イメージを高めることで、競合他社との差別化をはかり、厳しい競争を勝ち抜くことが必要だと感じている。

したがって社会貢献活動は、「宣伝」のためというのが経営者の本音であるかもしれない。しかし、企業を知らしめることは、企業の説明責任を果し透明性を保つことになる。本業以外に資源や人材を投入する活動は、本音はどうかあれ、社会貢献となり、企業を律する行為となる。

また、既述のように、ステークホルダーのうち特に消費者に対する細心の配慮を欠くと、マスコミの厳しい攻撃と不買運動にさらされて、企業イメージの低下を招くだけでなく、即座に企業経営にも悪影響が出る。企業は利益を追求するだけの体質から脱皮しなければ、企業の存立そのものが危うくなる。したがって、消費者などのステークホルダーの意識変化が企業に根本的な「体質の変更」を迫った結果である、とも考えることができる。

こうした企業の変化を受けて、「社会貢献」

などの「社会的責任」を果たす企業への賛同と支援を表明する「社会的責任投資 Social Responsibility Investment」が、近年盛んになってきた。従来、投資家は、配当や株価を中心に投資判断を行い、投資利益をあげることに専念してきた。そのため、企業の理念や利潤確保の方法、企業が環境や社会に配慮しているかなどのCSRについては投資を決定する材料とはなっていなかった。しかし最近では、年金基金などの機関投資家が株式投資をする際に、CSRに配慮した企業か否かを判断材料に取り上げる「責任投資原則」を採用している。責任投資原則は、環境問題（Environment）、社会（Social）、企業統治（Corporate Governance）のESCと呼ばれる原則を投資に反映しようとするものである。国連の呼びかけによって始まった責任投資の原則は、世界中の機関投資家など430以上が署名している⁽¹³⁾。

(3) 市民意識と従業員の社会参加支援制度

前述のように、SR規格の社会貢献がコミュニティを前面に押し出しているのに対して、企業の社会貢献の定義はコミュニティについて特に謳っていない。しかし、実際の企業の社会貢献では、企業で働く従業員の意識の変化を反映して、自分が居住する地域コミュニティへの関与が増えている。

高度成長期の日本企業は、村落共同体にかわる存在として一枚岩の相互扶助社会を構成し、終身雇用制を備えた企業体質の強みが日本経済発展の源として世界から絶賛された⁽¹⁴⁾。ところが、一億総中流階級と言われた頃から従業員は会社一辺倒ではない個性ある「生き方」を模索するようになる。週休2日制の実施により余暇を楽しむ時間をもてるようになったからである。

この豊かさをもたらす精神的余裕は従業員の会社に対する意識を変化させ、いわゆる「会社人間」から彼らを脱却させて、一個人として地域コミュニティやボランティアな社会活動に目をむけさせた。かれらは基本的に自らが市民社会を構成する市民であるという「市民」意識に目覚めたのである。

この従業員の意識変化は会社にも意識改革を促した。すなわち、従業員が「市民としての幸福な暮らし」を一番に考え、それぞれのライフスタイルを追求する。そうした従業員が増えてくれば、会社もかれらの要望を考慮しなければならなくなる。したがって、従業員に個人的な社会貢献活動を奨励し、便宜を与えることを制度化するようになった。

このように従業員に社会参加の機会を増加させることは、従業員個人の成長や発展に資することにもなる。かれらの「自己実現の機会」を拡大させ、「人間関係を多元化」することに役立つからである。

企業における従業員の社会参加支援制度について⁽¹⁵⁾は、①NPOの活動紹介やボランティア情報をパソコンネットワークや社内情報誌に掲載して従業員に紹介している。また、ボランティア参加者のための技術講習や体験談を聞く機会を設けている。②有志によるボランティアグループの立ち上げ、企画、運営などを会社が支援する制度がある。③従業員がボランティア活動に参加するために会社は「ボランティア休暇・休職制度」を設けている。④その他、従業員の行った社会貢献活動について表彰制度を設けていたり、従業員の立ち上げたNPO活動に資金援助をする制度を設けている会社もある。

1995年の阪神淡路大震災時や2010年の東日本

大震災の復興に際しては、ボランティア休暇制度を利用して個人または会社単位で避難所の炊き出しや瓦礫除去などのボランティア活動に参加したケースが多く、組織の従業員に対する社会貢献活動への支援は着実に浸透しているといえる。ただ、こうした支援制度は大企業に限られ、多くの中小企業では従業員の社会貢献活動への支援（福利厚生）までは手が回らないのが現状である。

個人のボランティア活動は、社会参加による自己啓発をうながし、それが社会を変革する活動へとつながる。同様に、企業が社会の一員として果す「社会貢献活動」も、組織の意識改革に貢献するだけでなく、社会全体の変革へとつながるものとなろう。

(4) 企業の社会貢献とNPOの関係

企業の社会貢献はNPOと協働することが多い。企業は本業以外の社会貢献活動にノウハウをもたないから、社会貢献活動を本業とするNPOやNGOと協働する方が効率のよい活動が可能となる。逆に、NPOやNGOの側からすると、企業から提供される金銭は尊い活動資金源となり、新たな活動分野を開拓できることになる。また、協働は別個に活動するよりもさらに高いミッション達成のために互いの専門性を補完しあうことが可能となる。

たとえば、小・中学校の生徒や高校生が企業訪問をしたり、職場体験をする授業があるが、教材作りや指導のノウハウは専門のNPOに任せることが多く、この場合には、学校・NPO・企業の三者が協働して生徒指導にあたることになる。

企業によっては社員をNPOやNGOに派遣して活動を学ばせる研修を行っている。この場

合は社員研修の一種ともいえるが、従来の社員研修のように「会社人間」に洗脳することではない。社会を学び、社会を活性化する活動を体験することが目的である。研修の成果はステークホルダーとの良好な関係づくりに役立つ。

組織とNPOの協働は互いの視野を広め、そこから、新たな地域社会の問題を発掘し、解決に向け更なる活動を開始することに発展する。また、活動を通じて市民間の連帯意識を助長する。結果として、地域社会の発展に寄与することになる。また、NPOが企業の手法を用いて社会問題の解決にあたる「社会企業家」の醸成や企業内でのソーシャルベンチャーの立ち上げなどに役立つことになる。

4. 社会的責任と法の支配

(1) SR規格の根本原則

SR規格では、「法の支配の尊重」が原則の一つにあげられている。そればかりでなく、「社会的責任の根本原則は、法の支配の尊重と法的拘束力をもつ義務の順守である」[3.3.2]として、「法の支配」は「法令遵守」とは別個に、このSR規格の根本原則であることを明記している。

「法の支配rule of law」は英米憲法の根幹となる一大原理であり、市民社会を形成してきた政治原理でもある。したがって、歴史的経緯を追わずして「法の支配」を理解することはできない。生成から今日まで「法の支配」の概念の変遷を追ひ、SR規格との関連で検討する。

(2) イギリスにおける「法の支配」

マグナ・カルタ(1215年)、権利請願(1628年)、権利章典(1689年)を三大法典とするイギリス憲法は、人々が裁判闘争により専制王政から勝ち取った人権拡大の集積である。「法の

支配」の原則は憲法を貫く一大原理であるが、同時に、国王を中心とする行政部の専制権力を国会と裁判所が抑制した、「力」対「法」の対決を彩る政治原理でもある。それ故、時代の変遷に応じて「法の支配」概念も変化した。

「法の支配」の原則は中世のゲルマン法思想と封建制度を背景に生成された。ゲルマン法は、法を人間意思に超越する存在であり、神の意思にもとづくものと考え、また、法を永久不変の慣習法であると捉えていた⁽¹⁶⁾。他方、中世の封建制度は、「土地保有という物的関係を成立せしめる土地封典と、領主と領民との人的関係を設定する封建契約とを根幹とする。従って、それは、一種の法律的な関係を基礎とするものであって、最高の領主としての国王の権限の絶対性を制約する意味をもつ」[伊藤 1950: 24]。封建契約の履行は国王が一方的に違背することが多く、貴族はその度に再確認を迫った。「マグナ・カルタが、しばしば再確認されたあとを顧みるならば、國政の基礎にある觀念が、王も法の下にあるという思想となり、『法の支配』の傳統の母胎となった」[伊藤 1950: 22]。

ゲルマンの慣習法は次第に「王国の一般慣習法(コモン・ロー common law)」となり、「ゲルマンの傳統たる普遍的な法の優位の信仰が、イギリスでは、具體的な實定法の優位の思想へと推移していった」[伊藤 1950: 27]。

しかし絶対王政時代には、コモン・ロー裁判所とは別に星座裁判所という名で知られる大権裁判所が設けられ(1487年)、コモン・ローを無視する裁判が行われて、「法の支配」は重大な危機に遭遇した。この間、コモン・ローのチャンピオンと称えられるエドワード・コークは「法の支配」=「コモン・ローの優越」を守る

べく、時の国王ジェームス一世に対し、「王は何人のもとにもあるべきではないが、しかし神と法との下にある」とブラックトンの言葉を引用して論戦した⁽¹⁷⁾。

その後、国会と裁判所の協力によって絶対王政を打倒した名誉革命（1688年）の下で「権利章典Bill of Right」が著され、「法の支配」は最高の憲法原則となった。同時に、憲法は「国会主権」を成立させたため、コモン・ローは最高の地位を占めるものではなく、国会のつくる国会制定法がイギリス法体系の最高点を占めることになった。こうして、『法の支配』の内容がコモン・ローの支配から轉じて、コモン・ローには限局されない法の支配へと變つてゆくことになったのである〔伊藤 1950: 37〕。拡張された「法の支配」の原則は、「一切の正式な法の優位、成文、不文を含む一般國法の優位ともいべき原理となった。また、裁判所としても、單なるコモン・ロー裁判所のみ優位にとどまらず、一切の通常裁判所の優位という形に變っている」〔伊藤 1950: 38〕。

19世紀のヴィクトリア朝下、イギリスは政治や裁判など近代国家制度を整え、自由主義思潮の基礎の上に繁栄の極みに達した。「イギリス憲法論」を著したダイシー（A. V. Dicey）は、イギリス憲法の基本原理を国会主権、憲法慣習の豊饒性と並んで「法の支配」の原則において、ダイシーが掲げる「法の支配」の意味⁽¹⁸⁾は、3つに分けられる。すなわち、「（一）は専斷的権力（arbitrary power）とくに政府の広範な裁量権の支配に対立する正規な法（regular law）の優越の意味である。（二）は法の前の平等すなわちあらゆる階級が通常の司法裁判所の運用する、国家の通常法（ordinary law）の支配

に服するという意味である。（三）はイギリスで成文の憲法が存在しないので、憲法の実質的な諸規範が裁判所の定めかつ強行する個人の権利の結集であること、従つて憲法が国家の通常法の結集にほかならないこと、要約すればイギリスの憲法は裁判官が作った（judge made law）だということである」〔田中 1960: 266〕。要するに、人権が憲法律に先立っており、憲法律は人権に基づいて成立しており、決してその逆ではないということである。

19世紀末になると、時代の思想潮流がベンタミズム⁽¹⁹⁾、個人主義から団体主義へ、国家の機能が夜警国家から福祉国家へ移行した結果、「法の支配」の原則も大きく動揺する。国家行政の複雑化は行政部の機能強化につながり、立法部と司法部の地位が後退することになる。

第一次世界大戦の勃発によって国土防衛法が成立すると、「それにもとづいて發せられる行政部の命令は、容赦なく『法の支配』を侵害し、國民の自由を縮減した」〔伊藤 1950: 47〕。また、「行政部への猜疑と個人の自由の尊重という『法の支配』のたてまを堅持して譲らなかつた裁判所」も、行政部の専斷的な行為について柔軟な態度をとる判例を数多く出すようになった。「執行権の著しい強化、裁判所の獨自の優越的地位の動揺、個人の自由の縮減、これらの現象を直視するならば、いかに言葉美しく『法の支配』を強調しても、それが、もはやかつての壯麗なる原則として、イギリスの法制度を基礎づけるものではなくなってきたことを、承認せざるをえないであろう。」〔伊藤 1950: 57〕。

第二次大戦後の福祉国家政策では、多くの社会立法が制定され、行政の機能はますます拡大し、個人の自由は縮小される傾向にある。しか

し、今日に至るまで、「中世以来、流れている『法の支配』の原理は、英米法の根幹として存続し、英米人の信念にまで高められているともいえるであろう。」[伊藤 1950: 5]。

今日、「法の支配」の理解は、「①憲法の最高法規性の観念、②権力によって犯されない個人の人権、③法の内容・手続の公正を要求する適正手続（due process of law）、④権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割に対する尊重、などだと考えられている」[声部 2002: 14]。

(3) アメリカにおける「法の支配」

宗教的迫害を逃れてアメリカに新天地を求めたピューリタンたちは、本国イギリスの法の影響を強く受け継いだ。「法の支配」と「コモン・ローの優越」を掲げて専制王政と闘ったエドワード・コークは植民地での人気が高く、人々は彼の思想を通してイギリス法を理解した。コークの思想は、アメリカの独立に寄与し、本国よりも植民地アメリカで花開いた。アメリカの独立に際しての理論的根拠はコモン・ロー上の権利であり、「恣意的な課税の禁止」など封建貴族の権利を再確認したマグナ・カルタに倣うものであった。またジョン・ロックの「自然権」思想はジェファソンによってアメリカの独立宣言に天賦の人権（自由・平等・幸福追求権）として盛り込まれた。

イギリスの著名な政治家グラッドストーンは「アメリカ憲法は特定の時点において 人間の頭脳と目的意識とによって創造された所産としてこの上なく満足すべきものである⁽²⁰⁾」といった。それは「法の支配」の原則を実現させるべく、州憲法も連邦憲法も成文をもって三権を分立し、憲法を最高法規として個人の権利に重点をおき、司法権の独立を保障したからである。

さらにマーベリ対マディソン（1803年）事件⁽²¹⁾において、ジョン・マーシャルは「違憲審査権」を樹立し、アメリカにおける裁判所の優越的地位が確認されることになった。これは、「法の支配」の制度化といえる。また、裁判所は、憲法修正第14条の「適手続 due process of law」条項を運用して、契約の自由などの自由権を強く保障する憲法解釈判断をおこない、個人の自由の拡大につとめた。

裁判所がルーズベルト大統領のニュー・ディール政策に対抗し、「法の支配」を盾に違憲判決を下したことはあまりにも有名である。しかし、次第に伝統的な「法の支配」は後退することになった。イギリスと同様、アメリカも福祉国家の要請による社会、労働、教育、国民経済、公衆衛生等の諸分野における立法政策が進み、行政の権能が拡大し、個人の自由が「公共の福祉」によって制限されるようになった。

しかしながら、「法の支配の動揺によって、十九世紀に見られたような自由放任の原則に立つ、殆ど無制約的な自由権は認められなくなったけれども、英米法が、個人の利益を公共の福祉の名の下にふみにじってしまうことは、到底考えられないところである」[伊藤 1950: 82～83]。なぜなら、「法の支配」は、法の尊重、裁判所への信頼、個人の自由の重視という伝統的精神をもち、社会の推移に応じて柔軟に変化してきた原則だからである。したがって、英米人は基本原理を流動的なものとしながらも、そのなかを貫いている伝統的精神だけは常に失わないで受けついでいく⁽²²⁾。法の支配の伝統的意義における原則は、常に脈々として英米法のなかに流れ続けるであろう。

(4) 法の支配と日本国憲法

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つを基本原理としているが、底流には英米法を貫く「法の支配」の原理が横たわっている。清宮によると、「①『個人』の尊厳』を根源的価値と認め(13・24条)、②基本的人権を永久不可侵とみなして(11・97条)、最高法規としての憲法(10条)によって広くこれを保障し(三章)、保障は法律の内容と手続の適正に及び(31条)、③司法権は行政事件を含めてすべての法律上の争訟に及び(76条、裁判所法3条)、裁判所の法令審査権を認め(81条)、④国民主権の原則を確立し(前文)、国会の国権の最高機関性・唯一の立法機関性(41条)を認めることによって、民主主義と結びつけて『法の支配』に正道を歩ませている」[清宮 1979: 10]。

英米法における「法の支配」の伝統は英米法が生んだ美しい成果として、日本国憲法に受け継がれている。「日本国憲法が取り入れたものはまさにこのような伝統であり、生かし続けなければならないのは、この原理のもつ精神であろう」[伊藤 1950: 80]。こうした法の支配の精神を引き継ぐ日本国憲法のもとで、「社会的責任」(SR規格)は我が国に受容され、末長く根付くと思われる。

(5) 法の支配と法治主義

「法の支配」と「法治国家」とは、今日では殆ど同じ意味でつかわれている。両者の違いは、「法の支配」は英米法系、「法治主義」はドイツやフランスなどの大陸法系の国々から派生した理論であり、英米法はゲルマンの慣習法を受け継いで判例法体系をとり、大陸法はローマ法の影響を直接受けて成文法の体系をとっている。

「法の支配」は、個人の自由の確保と人権の守護という目的のために行政の専横を抑制する機能をもつ。したがって、民主的な政治体制とのみ結びつく。「法治国家」は、法治行政とそれを保障する制度(行政裁判と国家賠償)を採用した国家のことだとされている。したがって、独裁政治体制であっても、法律が非民主的な内容であっても構わない。明治憲法は形式的には法治主義を採っていたが、国民の権利は、天皇が臣民に恩恵として与えた臣民権であり、各権利は「法律の留保⁽²³⁾」をとまなうものにすぎなかった。

佐藤幸治は「法の支配」と「法治国家」の違いを「社会の秩序形成観」という観点からみて、「ドイツ的な法治国家は体系的・演繹的思考傾向(比喩的にいえば、上からの発想)の所産なのに対し、英米的な法の支配は経験主義・帰納主義的思考傾向(比喩的にいえば、下からの発想)の所産であるということであります。端的にいえば、法治国家は、社会をカオスとみて、それを抽象理性によって秩序づけようとするのに対し、法の支配は、自律的個人を出発点として経験主義的にその共生の秩序を形成するものであるといえましょう。」[佐藤 2002: 286]としている。

(6) 法の支配と自然法

既述のように、「法の支配」の原則は慣習と理性によって基礎づけられた実定法としてのコモン・ローを基礎とする。コモン・ローの形成には「自然法」思想が深く関与し浸透している。

自然法思想は、ギリシャ哲学におけるピュシス(自然)とノモス(習俗)との対比に源を発する。その後、ストア派の「世界同胞主義」および「自然への復帰」によって一般的となり、

キケロによってローマに広められた。そして、ユスティニアヌス帝のコルプス・ユリス・キヴィリス（Corpus Iuris Civilis 市民法全典）において体系の柱石として据えられて、後世に伝えられた⁽²⁴⁾。

コルプス・ユリス・キヴィリスには、自然法について次のように書かれている。「さて、法にはいろいろな種類がある。國家の法、それは一つの特定の共同體の關係を表現する（*ius civile*〔市民法〕）。諸國民の法（*ius gentium*〔萬民法〕）、それは人間が人間相互の交際のために考案したものである。しかし、また法の一種として、これらの法よりも高いそして恆久的な基準を占めるところの法が存在する。すなわち、自然法（*ius naturale*）であって、それは『恆常に善および衡平なるもの』（*bonum et nequum*）と合致するのである。」[ダントレーブ 1952: 21]。

アウグスティヌス、トマス・アキナスに至って自然法は神定法と解され、ローマ法はキリスト教世界の普遍法となった。近世に入り、自然法はグロティウスによって世俗化され、ホッブスによって市民國家の正当化をはかる理論となった。19世紀の初頭から、因果論的科學的方法によって社會諸理論を考察する傾向となり、コントによって「実証主義」が唱えられ、「法実証主義 *legal positivism*」がオースチンやケルゼンによって主張された。法実証主義は、法の淵源を実定法（國家の制定法と慣習法）に限るとして自然法を否定する。しかし、自然法を否定しては、憲法が國家の最高法規であることの正当性を論破できない。

「自然法というのは、人間が動物とちがって正不正善悪を識別する理性を有する結果とし

て、天賦自然に体得している自明の素朴的な道德原理である。」[田中 1960: 124]。自然法の想定する自然的秩序は、時代のパラダイムのなかで、自然や神や理性に由来すると考えられてきたが、自然法は不変・普遍であり、憲法は實質的に自然法を実定化したものである。

憲法が最高法規であることの実質的内容は「基本的人權の保障」であり、憲法を最高法規たらしめるものは、憲法を權威づける他の淵源すなわち自然法に由来している。「法の支配」の制度化である「違憲審査權」の根拠は國家の三權が憲法の支配に服することにあるが、國家は自ら制定した憲法の中に、自己を超越するところの原理＝自然法が存在することを前提としてこれに服従するのである。また「適法手続」における「合理性」の有無の判断は結局、上位の法である自然法の援用である⁽²⁵⁾。

なお、日本國憲法前文の「人類普遍の原理」とは自然法のことである。

(7) 社会的責任と法の支配

「法の支配」の原則は國の最高法規である憲法を貫く原理である。他方でSR規格の目的は、持続可能な社會を実現するため、世界中のあらゆる組織に環境保護や人權尊重といった普遍的な価値基準を徹底させることである。それゆえ、SR規格が「法の支配」を基本原則に掲げていることは、SR規格が組織の社會的責任についての世界標準の指針であろうとする自負の顕れであろう。SR規格のバックボーンには、西欧市民社會を形成してきた「法の支配」や古代ギリシャ以来の歴史的所産である「自然法」の思想が脈々と流れているのである。

ところで、歴史的に國王や行政の專横を抑えてきた「法の支配」は、必然的に「民主主義」

を要請する。そして、「法の支配」を根本原則とするSR規格は、当然民主主義の支配下にある。実際、SR規格は各国、各分野から民主的に選出されたステークホルダーたちが討議を重ね、合意形成によって民主的に作成された指針である。SR規格を実施するか否かの判断は組織の任意に委ねられ、その普及および徹底も民主的な方法に任されている。したがって、各組織がSR規格を尊重し行動指針として実施することが、世界の民主主義を促進することにつながると思う。

また、「法の支配」を尊重することは、権力の横暴を排除することであり、武力に頼らず話し合いによる紛争の回避すなわち戦争を否定し世界平和を構築することへと通ずる。SR規格が、法治主義ではなく「法の支配」としたことの意味は、ここにあるだろう。

5. むすびにかえて

自然破壊、共同体の崩壊、人間精神の退廃など「近代化」の綻びが露呈して久しいが、これらの原因は、思想的には「経済主義」の限界、制度的には「中央集権的近代国家」の限界として認識される⁽²⁶⁾。合理主義と営利主義が結合したところの経済主義は物質的豊かさの無限の追求と人類の幸福追求とを同一視したイデオロギーであり⁽²⁷⁾、企業はそのイデオロギー実践の尖兵として利潤追求のための経済活動に邁進してきた。自由な経済競争の弊害は経済法の制定や経済政策・社会政策の実施などにより、国家によって規正されてきたが、CSR論は、企業の経済主義に対する包括的な自省と軌道修正の指針と捉えることができる。一方、官僚制の硬直化と福祉行政の拡大に対応しきれない国家

の限界はNPOやNGOなどの市民活動によって補完されている。したがって、非営利活動団体との協働による企業の「社会的責任」の実践は、近代化の2つの限界を修正し、超克への糸口に繋がるのではないか。

ところで、条約・協定などの国際法は国家間の談合や交渉によって批准（ratification）に至るが、環境保護の国際法分野ではNGOが国際会議に出席して発言したり、ロビー活動を展開して積極的に国家の意思形成に関与している。ISOはスイスに本部をおくNGOであり、国連のように各国の「国益」に左右されることなく、民間レベルでの合意形成が可能である。また、ISOの定めるSR規格は条約のように強制力をもたないものの世界90ヶ国以上で実施されている行動指針である。したがってそれは、実質的な国際慣習法となり、世界秩序形成に寄与する可能性が高い。

既述のように、SR規格の底流には、英米憲法を貫く「法の支配」概念が横たわっている。労働者の人権だけでなくステークホルダーの人権擁護は、この大原則から導かれる。また「法の支配」をもって、「力の支配」である武力と戦闘にかえて平和的な解決を図ること、すなわち世界平和の思想が導き出される。各国の民間人が国家の利害を超えて共通の基盤上で「社会的責任」を合意する過程からは、大国主導ではない民間（＝市民）主導の国際平和構築が達成される可能性が見えてくる。

「経済社会」は国家セクター、市場セクター、市民セクターから構成されるが、市民セクターの経済活動の拡大が著しい。CSRからSRへの転換は、経済活動を行う組織（法人）のなかで市民セクターの行う「社会的企業」が増加して

いるという経済社会の変容を反映している。

そして、SR規格の社会的責任論は、過度の経済主義を抑制し、新しい経済社会の秩序を作り出す可能性を秘めている。なぜなら、それが各ステークホルダーへの配慮を求めるからであり、そのため経済活動を行うすべての組織に、セクター間の垣根を超えた共益を通じて持続可能な社会を建設するよう促すからである。その効果として、人間どうしは勿論のこと自然をも包含した世界平和の実現が期待できる。

[投稿受理日2012.12.22 / 掲載決定日2013.1.24]

注

(1) 「アソシエーションとは、人々があらゆる使命あるいは目的のために、市場原理と国家権力から自律して、相互に対等な立場で自由意思によって自発的に参加し、討議と対話をとおして意思決定し、実践するところの民主的で非営利・非政府のネットワーク型組織である」[佐藤慶幸 2007: 52]。

(2) 協同組合や共済組合では、組織会員の内部で剰余金の分配が可能であるが、分配のルールは個人の貢献に応じている。NPOでは剰余金の分配は禁じられている。

社会主義経済の影響を受けてきたヨーロッパと自由な市場経済のアメリカでは民間の非営利組織に関する考え方が異なる。前者は会員の相互扶助を目的としているが、後者では広く社会の共益をめざしている。

(3) レスター・M・サラモンの分類では協同組合などはNPOセクターに含まれない。アメリカ型のNPO概念を取り入れた日本のNPO法でも協同組合などの非営利事業体は含まれない。

サラモンによる、NPOの国際比較のための定義では、NPOであるための要件は次の5つである。

- ①非営利 (nonprofit) 利潤を分配しないこと。活動の結果として利潤が発生しても、組織本来のミッション (慈善的使命) のために再投資すればよい。
- ②非政府 (nongovernment) 政府から独立していること。ただし、政府からの資金援助を排除しない。
- ③フォーマル (formal) 組織としての体裁を備えていることである。
- ④自律性 (self-governing) 他の

組織に支配されず、独立して組織を運営しているということである。⑤自発性 (voluntary) 自発的に組織され、寄付やボランティア労働力に部分的にせよ依存しているということである [レスター・M・サラモン, 『NPO最前線』 P106~P107]。

- (4) 佐藤慶幸, 『アソシエーティブ・デモクラシー』 P77~P78.
- (5) <http://www.d2.dion.ne.jp/~hmurata/conveni/tenpotable.html>を参照のこと。
- (6) 日本では、2012年に、ISO26000を推進するため、「JISZ26000:2012」が作成された。
- (7) 国連グローバルコンパクトは1999年の世界経済フォーラムにおいて提唱されたもので、企業に対し人権・労働権・環境・腐敗防止に関する10原則を遵守し実践するよう要請している。
- (8) (諸説があるが) 条約を含む国際法は国内法に優先して遵守しなければならない、とされている (憲法98条2項)。
- (9) さらに、ステークホルダーは自然人と法人に限らず、企業の属する地域そのもの、地域の天然資源や地域に生息する動植物を含む一切の自然、さらに目に見えない人の結合 = 地域コミュニティも該当すると考える。水俣病のような公害を考えると、損なわれたのは人の健康や財産だけでなく、魚の住めなくなった海や破壊された地域社会も被害を受けたステークホルダーだといえる。
- (10) 田村正勝, 『社会科学原論講義』 P358.
- (11) 田村正勝, 『社会科学原論講義』 P252.
- (12) 田村正勝, 『社会科学原論講義』 P277~P278.
- (13) 末吉竹二郎, 『最新CSR事情』 P92~P98.
- (14) 「かつての日本企業は、……世界のお手本であり、ここから『ステークホルダー社会』というイギリスの標語が生まれた」[田村 2007: 359]。
- (15) 日本経団連社会貢献推進委員会, 『CSR時代の社会貢献活動』 P58~59.
- (16) 伊藤正巳, 『英米法における「法の支配」』 P23~24.
- (17) 伊藤正巳, 『英米法における「法の支配」』 P23.
- (18) 詳しくは、伊藤正巳, 『英米法における「法の支配」』 P79~80.

ダイシーの理論に対して、ジェニングスの鋭い批判がある。①ダイシーは通常法の優位を説くが、正式の法と専断的権力との間の区別は容易ではない。すべての権限は濫用されるものであり、現在

は正式の法と政府の権限との間に対立はない。結局、ダイシーの理論は政治活動の原則である。②ダイシーは法の前の平等をあげるが、官吏が特別の権利義務をもつことは明らかであり、結局ダイシーの意味は官吏の不法行為につき、通常裁判所で責任を問われる点にある。誤ってはいないが、あまりにも些細な点である。③ダイシーは個人の権利の保障を憲法と考えているが、人権の保護は憲法の一部にすぎない。結局、ダイシーの論ずるところは19世紀の個人主義思想に基づく政治理論の色彩が強い。

また、ルオアは、イギリスにおいて「法の支配」がフランス以上に確保されているというのなら、それはブルジョア階級の保障の原理である、としてダイシー理論を批判している。

- (19) 詳しくは田中英夫、『英米法総論上』P152～154。
ベンタムとはJeremy Benthamのことである。ベンタムは功利主義の立場から当時のイギリス法に激しい非難を浴びせ、「法についても、正邪の観念によってではなく、快樂と苦痛を基準に『最大多数の最大幸福』を達成するという観点からアプローチすべきである」とし、「Judge-made law」は根本的に改めなければならない」と説いた。
- (20) アラン・ネビンス／ヘンリー・S・コマジャー、黒田和雄訳、『アメリカ史上』P125。
- (21) 詳しくは田中英夫、『英米法総論上』P239。
- (22) 伊藤正巳、『英米法における「法の支配」』P82～83。
- (23) 現在では、「……法律に基づくかぎり権利・自由の制限・侵害は可能という意味につかわれる」[声部 2002: 20]。
- (24) ダントレーブ、『自然法』P21。
- (25) 田中耕太郎、『法の支配と裁判』P275～276。
- (26) 田村正勝、『新時代の社会哲学』Pii。
- (27) 田村正勝、『新時代の社会哲学』P3。

参考文献

- 芦部信喜, 2002, 『憲法第三版』岩波書店。
伊藤正巳, 1950, 『英米法における法の支配』(法律学体系), 日本評論社。
岡本享二, 2004, 『CSR入門』日本経済新聞社。
尾高朝雄, 1956, 『法の究極に在るもの』有斐閣。
清宮四郎, 1979, 『憲法I 第三版』有斐閣。
佐藤幸治, 2002, 『日本国憲法と「法の支配」』有斐閣。

- 佐藤慶幸, 2002, 『NPOと市民社会』有斐閣。
佐藤慶幸, 2007, 『アソシエーティブ・デモクラシー 自立と連帯の統合へ』有斐閣。
末吉竹二郎, 2008, 『最新CSR事情 — 共存を考える 企業の責任と貢献』泰文社。
田中耕太郎, 1960, 『法の支配と裁判』有斐閣。
田中英夫, 1980, 『英米法総論上』東京大学出版会。
田村正勝, 2000, 『新時代の社会哲学 — 近代的パラダイムの転換』早稲田大学出版部。
田村正勝, 2006, 『社会科学原論講義』早稲田大学出版部。
日本経団連社会貢献推進委員会編著, 2008, 『CSR時代の社会貢献活動』日本経団連出版。
宮守則之, 1992, 『アメリカのPL訴訟を知る — 理論と実務の解明』有斐閣。
山岡義典編著, 1997, 『NPO基礎講座』ぎょうせい。
ISO/SR国内委員会監修, (財)日本規格協会編著, 2011, 『日本語訳ISO26000: 2010社会的責任に関する手引』日本規格協会。
D'Entrèves, A, P. 1951, *Natural Law*, London: Hutchinson, (=1952, 久保正幡訳『自然法』岩波書店。)
Kelsen, H. 1928, *Die philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus*: Pan-Verlah Rolf Heise (=1973, 黒田覚・長尾龍一訳『自然法論と法実証主義』木鐸社。)
Nevins, A. and Commager, H, S. 1942, *THE POCKET HISTORY OF THE UNITED STATE*: Washington Square Press, (=1962, 黒田和雄訳『アメリカ史上』原書房。)
Salamon, L, M. 1997, *HOLDING THE CENTER — American's Nonprofit Sector at a Crossroads*: (=1999, 山内直人訳・解説『NPO最前線 — 岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店。)
Skocpol, T. 2003, *Diminished Democracy From Membership to Management in American Civil Life*: University of Oklahoma Press, (=2007, 川田潤一訳『失われた民主主義 — メンバーシップからマネージメントへ』慶應大学出版会。)